

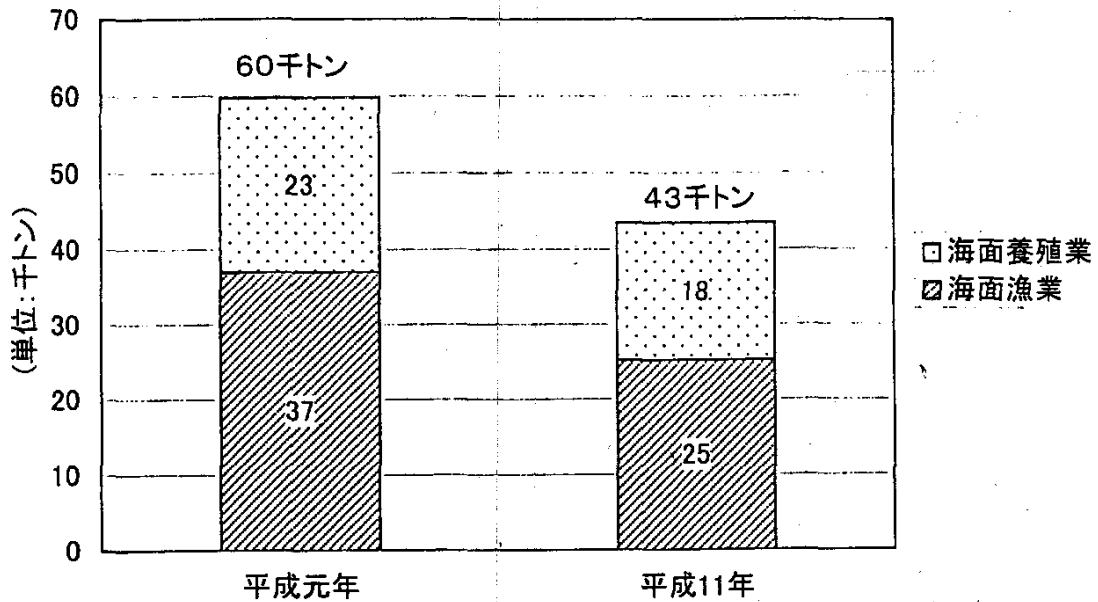
漁業の再生

- 1 平成13年に水産業に関する施策の基本となる「水産基本法」が施行された。基本法の第17条において「国は水産動植物の生育環境の保全及び改善を図るため、水質の保全、水産動植物の繁殖地の保護及び整備、森林の保全及び整備その他必要な施策を講ずるものとする。」とし、自然環境に大きく依存する漁業においては、漁場環境の保全が重要な課題であることを特に規定したところである。
- 2 水産基本法をうけて、今後具体的な施策については「水産基本計画」を定めるなかで実施していくものであるが、その中で、総合的かつ計画的に講ずべき施策として「水産動植物の生育環境の保全及び改善」を図ることを基本計画に盛り込む予定としている。
- 3 水産庁としては、従来から漁場環境の保全を目的として施策を講じているところであり、海面の良好な漁場環境及び生態系の保全は、水産資源の維持・増大にとって不可欠な前提条件であり、このため、積極的な保全と整備に努めることとしている。東京湾においてもその再生を図るためには、水産資源の生息に適した漁場環境することが必要であるとともに、湾内に陸上から流入する過度の栄養塩類を循環させる漁場環境の保全と整備を進め、これにより漁業の振興を進めることが必要であり、そのために、下記の関連事業を効果的に活用することが考えられる。

(事業)

- 地域水産物供給基盤整備事業及び広域漁場整備事業
水産資源の持続的利用と水産物の安定的な供給を図るため、生産性の高い魚礁漁場、増殖場等を整備（有用水産資源の生産・増殖場としての藻場・干潟の造成を実施）
- 漁場環境保全創造事業
効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境改善を図るため、たい積物の除去、底質改善（覆砂、耕耘、浚渫等）、藻場・干潟の造成を実施
- 漁場環境保全推進事業
良好な漁場環境の維持・保全を図るため、漁場環境監視体制の強化、廃棄物除去等の海浜・漁場環境の美化推進等を実施

東京湾の漁業生産量

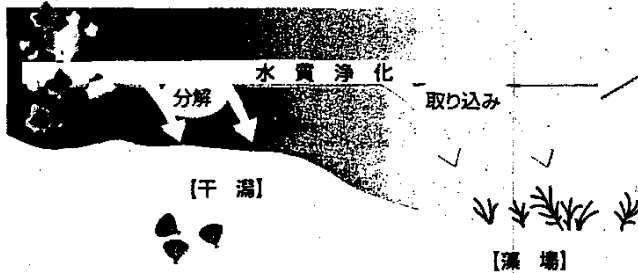


資料: 農林水産統計(農林水産省)

注: 神奈川県横須賀市東京湾側～千葉県富津市下州の集計

水質浄化(藻場・干潟)効果

- 水産資源の生息環境である藻場・干潟の積極的な保全・創造を通じた水質浄化効果の発現をめざします



藻場・干潟とは

藻場: 各種の海藻が林のように繁茂している場所

干潟: 潮の満ち引きにより遠浅になり、砂や泥などからなる比較的平坦な場所

藻場・干潟の役割と効用

藻場

- ・コンブ・アワビ等の漁業生産の場
- ・海藻類による有機物の取り込みを通じての海域の浄化
- ・タイ類、メバル等が隠れたり産卵したりまた、幼稚魚が生息する良好な場所

干潟

- ・アサリ等の漁業生産の場
- ・微生物、ゴカイ等による有機物の分解を通じての海域の浄化
- ・海鳥をはじめとする様々な生物の生息場
- ・潮干狩り等を通じた海と人とのふれあいの場

資源培養効果

- 積極的な漁場環境の保全・創造と水産資源の基礎生産力の向上をめざします

